

公 告

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により意見書の提出があったので、同条第3項の規定により概要を公告する。なお、その意見書は令和2年7月21日から1月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

令和2年7月21日

岐阜県知事　古田　肇

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カネスエ鶴店
岐阜市中鶴七丁目53番　外

2 意見の概要

岐阜市長の意見
・廃棄物について
・騒音について
・駐車場の安全対策について